

「第2次飯塚市自殺対策計画（案）」について（概要版）

1. 第2次飯塚市自殺対策計画の概要

- (1) 自殺対策基本法第13条の2に基づく、法定計画
- (2) 国の「自殺対策大綱」、県の「福岡県自殺対策計画」に対応し、飯塚市健康づくり計画と整合。
- (3) 飯塚市健康づくり・食育推進協議会において協議を行い策定する。
- (4) 定量的な目標の設定や毎年度の評価などを実施する。

2. 計画策定の必要性

- (1) 当該計画作成が法的に努力義務化。
- (2) 第1次飯塚市自殺対策計画の計画期間がR5年度で終了。
令和6年度以降の本市の健康づくり事業に関する方針等を定め、同事業を実施、推進する。

3. 飯塚市健康づくり・食育推進協議会での協議経緯

- (1) R5. 6. 16 計画概要説明、アンケートの内容説明、承認
- (2) R5. 11. 7 目標達成の施策、評価指数説明、計画素案承認

4. 前期計画からの考察・アンケート

- (1) 前期計画の評価・課題
 - ・自殺対策への理解促進と普及啓発
 - ・自殺ハイリスク者への包括的な支援と予防
 - ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やすための取組の推進
- (2) 市民アンケート調査
健康づくり計画のアンケート調査と同時に実施

5. 計画書（案）の主な記載内容、及び改正点

- (1) 第1章 計画策定・見直しの趣旨（計画書 1P～5P）
 - ・2 計画に係る国・県の動向
 - ・3 計画の位置づけ（本市の自殺対策を推進していく総合的な計画）
 - ・4 計画期間（R6～R10年度の5年間）
 - ・5 計画の数値目標（自殺死亡率：平成27年度の「20.58」を基準値とし、令和8年度までに「14.4以下」と30%減少を目指す）
- (2) 第2章 飯塚市における自殺の現状と課題（計画書 6P～43P）
 - ・1 統計による現状
 - ・2 「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」による現状
 - ・3 統計及び「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」に基づく課題
- (3) 第3章 飯塚市自殺対策計画（第1次計画）の評価（計画書 44P～57P）
 - ・4. 前期計画からの考察・アンケート 参照

(4) 第4章 計画の基本的な考え方（計画書 58P～62P）

「1 基本理念」、「2 基本指針」、「3 基本施策」、「4 重点施策」、「5 施策の体系」

第2次	第1次
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない飯塚市の実現」 ● 基本指針 「生きることの包括的な支援としての推進」 「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」 「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」 「実践と啓発を両輪として推進」 「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」 「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない飯塚市の実現」 ● 基本指針 「生きることの包括的な支援としての推進」 「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」 「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」 「実践と啓発を両輪として推進」 「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」

(5) 第5章 いのち支える自殺対策における取組（計画書 63P～95P）

「基本施策」、「重点施策」、「基本施策・重点施策の指標」、「生きる支援関連施策一覧」

第2次	第1次
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 市民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 ● 重点施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務者・経営者対策 2 高齢者対策 3 生活困窮者対策 4 無職者・失業者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民の啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 ● 重点施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務者・経営者対策 2 生活困窮者対策 3 高齢者対策

(6) 第6章 計画の推進体制（計画書 96P）

6. 今後の策定スケジュール（概要）

- 12月 協働環境委員会
- 1月 市民意見募集（パブリックコメント）実施
- 2月 健康づくり・食育推進協議会開催、計画の決定

体系図の比較

第2次計画

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない
飯塚市の実現

【基本指針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

【数値目標】

平成27年の自殺死亡率20.58を
令和8年までに30%減少の14.40以下とする

基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策3 市民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】
～自殺のハイリスク層～

勤務者・
経営者

高齢者

生活困窮者

無職者・
失業者

第1次計画

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない飯塚市の実現

自殺総合対策の基本指針

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

基本施策

全国的に実施されることが望ましい基本的な施策

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民の啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案し、地域において優先的な課題となり得る施策

〈飯塚市の重点施策〉

- ①勤務者・経営者対策
- ②生活困窮者対策
- ③高齢者対策